

土佐茶消費拡大委託業務プロポーザル審査要領

土佐茶消費拡大委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「土佐茶消費拡大委託業務プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務に対する基本的な認識や考え方とPR手法に関すること（30点）
- (2) 実施体制および実施計画に関すること（50点）
- (3) 事業実績に関すること（10点）
- (4) 経費見積に関すること（10点）

3 審査委員会

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和5年11月14日（火）～16日（木）13時より

場所：JA 高知県農業協同組合営農販売事業本部

高知市五台山 5015 番地 1

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
1 業務に対する基本的な認識や考え方に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本委託業務の仕様書に掲げる目的が十分理解されていること。 ・ 試飲PR方法について、土佐茶の認知度向上や需要・消費拡大へつながる具体的な提案がされているか。 	30
2 実施体制および実施計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各地域において試飲を実施するために、業務量及び業務内容に適切なスタッフを配置する体制となっているか。 ・ 実施計画について、委託期間中に、仕様書に記載された試飲実施回数が実現可能なものとなっているか。 ・ 試飲を実施する店舗について、店舗所在市町村の人口等を考慮した選定となっており、土佐茶の消費拡大を見込む内容となっているか。 	50
3 事業実績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施に際し、十分な効果が期待できる過去の実績が示されているか。 	10
4 経費見積に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費について、本事業の仕様書及び提案内容を実施するために必要な全ての経費が積算されているか。 ・ 予算の範囲内であり、積算内訳についても事業実施に適切なものとなっているか。 	10